

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

各学校においては、夏季休業中においても学校と家庭が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております、心から感謝申し上げます。

この度、国により「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として北海道が指定され、道は札幌市において新型コロナウイルスのまん延を防止するために必要な措置を実施する旨決定しました。このことに伴い、別紙を改訂しましたので通知します。

については、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、「長期休業期間中の新型コロナウイルス感染症対策について」(令和3年7月9日付け教健体第399号)及び「小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和3年7月13日付け教健体第405号)に基づき、より一層家庭と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

また、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

なお、次の点に特に留意し、各学校において適切な対応をお願いします。

今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。

記

- 1 児童生徒及び同居家族の健康観察の結果を適宜把握するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等が見られる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、日常から児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 2 児童生徒が濃厚接触者となった場合の対応手順について、校内で共通理解を図るとともに、児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 3 昼食時や体育、部活動等の更衣時など、児童生徒がマスクを外す場面では、身体的距離を取り、会話をしないよう指導を徹底すること。
- 4 学校の感染症対策について、長期休業明けに向けて、改めて電子メールや学校だより等により情報発信に努め、家庭の協力を得ること。

健康・体育課  
高校教育課  
義務教育課  
特別支援教育課